

東吾妻町まちづくり参加条例について

住民が誇りを持って暮らすまち — 東吾妻 きみと あなたと —

第2次総合計画（前期基本計画）において、4つの重点施策を設定しました。

重点施策には、町が今後5年間で目指す成果と目標年度をそれぞれ定めていますが、この進行管理は、PDCAサイクル手法を用いた住民参画による達成状況の評価など受けながら、確実に実行していくことを目指しています。

このため、住民と行政の協働による「まちづくり」の根幹となる条例を制定し、町の主要課題である重点施策について、役場各課の枠組みを越え、庁内横断的な取り組みによって対応する推進体制の整備を検討してきました。

「まちづくり参加条例」とは？

- 住民と行政の協働によるまちづくり体制構築の基礎となる共通のガイドラインで、自治体の行政活動への住民参加について条例で規定するものです。
- まちづくりに関係する各主体の役割や責務、情報公開・共有などの住民参加手法について、基本的なルールを示します。

「まちづくり参加条例」検討と制定までの経過(概要)

- 第1次総合計画において条例の検討を明記する。（平成20年度）
- 第1次総合計画期間中、条例について調査や検討を継続的に進める。
- 第2次総合計画の策定に着手し、条例起草案の検討に入る。（平成28年度）
- 第2次総合計画を策定、まちづくり参加条例の制定を掲げる。（平成29年度）
- 平成30年7月より、条例(案)の作成準備に入る。
- 平成30年12月3日開催、町総合戦略本部において条例(案)を決定する。
- 平成30年12月招集の町議会において条例(案)の内容を説明する。
- 平成31年1月～2月の間、条例(案)の広報とパブリックコメントを実施。
- 平成31年3月招集の町議会へ条例の制定を提案する。
- 平成31年3月14日、議会本会議において条例が原案可決される。
- 平成31年3月15日、まちづくり参加条例を町長が公布する。
- 平成31年4月1日からまちづくり参加条例を施行する。



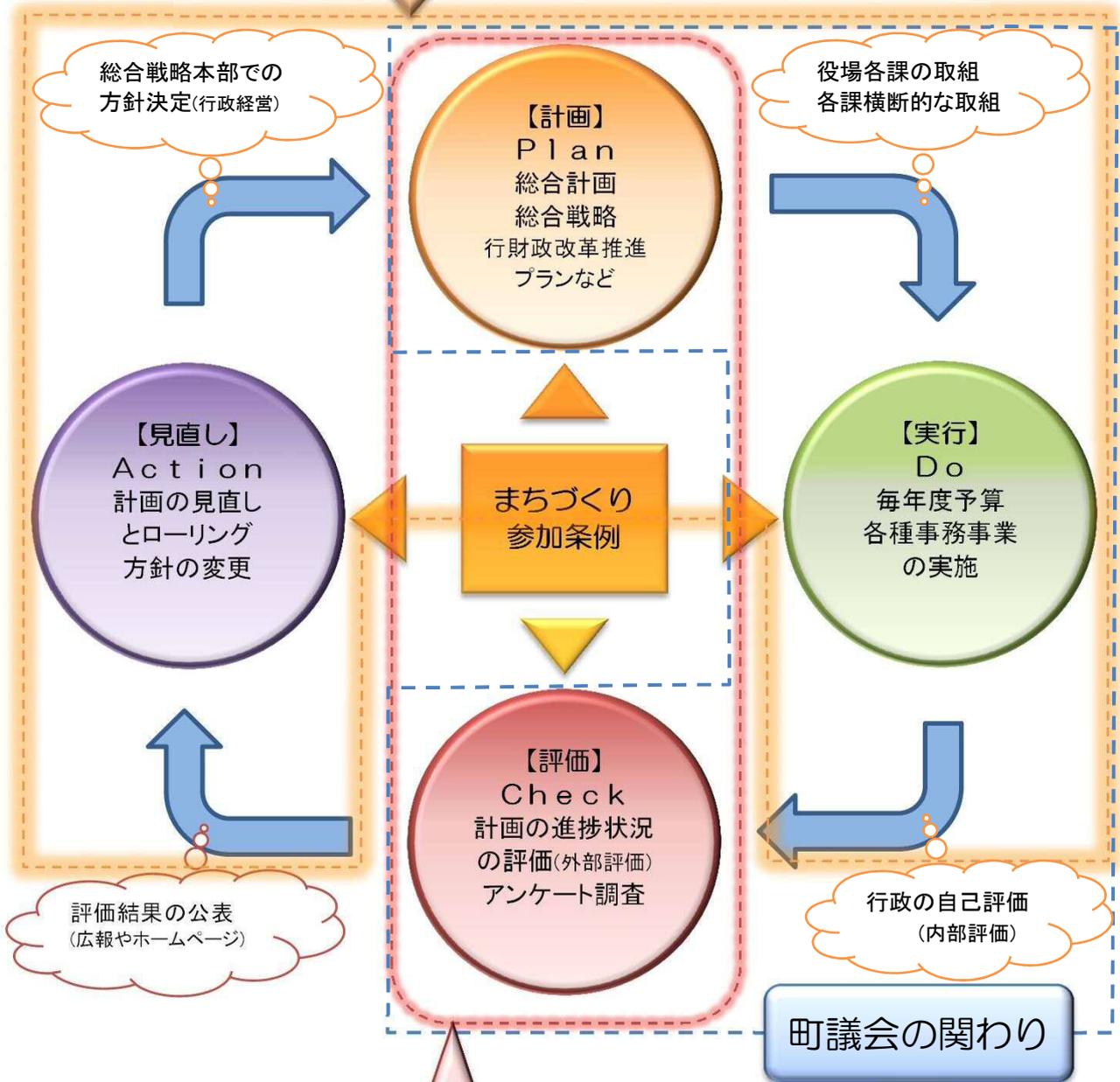
住民が参画したPDCAサイクルによる「まちづくり」 関連図

住民と行政の協働によるまちづくり

目指す将来像『住民が誇りを持って暮らすまち ー東吾妻 きみとあなたとー』

～ まちづくり参加条例を根幹に、住民が行政活動へ参画し、意見交換・討議・提言等行う ～

行政運営のフレーム



住民参加のフレーム (ひがしあがつま創生会議)